

資料編

Reference

1 第1次滝沢市総合計画推進及び後期基本計画策定の経過 (策定準備会議以降)

◆平成29年度

- 4月12日 第1回後期基本計画策定準備会議(第1次滝沢市総合計画の展開について)
- 4月21日 第2回後期基本計画策定準備会議(第1次滝沢市総合計画における課題事項の共有)
- 5月 9日 第3回後期基本計画策定準備会議(後期基本計画策定のスケジュール等の確認)
- 5月17日 第4回後期基本計画策定準備会議(各政策における振り返り)
- 5月24日 第5回後期基本計画策定準備会議(各政策における振り返り)
- 6月 5日 第6回後期基本計画策定準備会議(課題及び優先順位の共有:市民環境部)
- 6月13日 第7回後期基本計画策定準備会議(課題及び優先順位の共有:健康福祉部)
- 6月27日 第8回後期基本計画策定準備会議(課題及び優先順位の共有:都市整備部)
- 7月18日 第9回後期基本計画策定準備会議(課題及び優先順位の共有:教育委員会)
- 7月25日 第10回後期基本計画策定準備会議(課題及び優先順位の共有:経済産業部・企画総務部)
- 11月16日 幸福感に関する学習会として、京都大学こころの未来研究センター
准教授(当時)内田 由紀子 氏による講演「幸福の研究から見る幸福感を育む環境づくり」
- 1月23日 第11回後期基本計画策定準備会議(スケジュールの確認と今後の取り組みの共有)
- 1月29日 京都大学こころの未来研究センターと「幸福感を育む環境づくりに関する包括連携協定」締結
- 2月 6日 第12回後期基本計画策定準備会議(環境分析の必要性共有と実施方法についての説明)
- 3月 2日 第13回後期基本計画策定準備会議(各政策での環境分析結果の共有と活用方法の説明)
- 3月14日 第14回後期基本計画策定準備会
(平成30年度における後期基本計画策定スケジュールと考え方の共有)



◆平成30年度

- 4月17日 第1回後期基本計画策定本部会議（策定方針の全庁共有、環境分析の実施方法説明）
- 4月18日 部門別計画策定チーム設置
- 5月15日 第2回後期基本計画策定本部会議（環境分析結果の共有）
- 5月28日 第3回後期基本計画策定本部会議（環境分析結果の共有）
- 6月21日 第4回後期基本計画策定本部会議（後期基本計画における政策の形の検討）
- 6月27日 第1回滝沢市総合計画審議会（策定方針についての説明）
- 6月28日 第5回後期基本計画策定本部会議（後期基本計画における政策の形の決定）
- 6月29日 平成30年度滝沢地域づくり研修会（地域別計画振り返り）
- 7月13日 第6回後期基本計画策定本部会議（政策の要素の確認）
- 7月21日 岩手県立大学大学院にて総合計画に関する説明・講演
- 7月27日 第7回後期基本計画策定本部会議（政策の要素の確認）
- 8月28日 第8回後期基本計画策定本部会議（各政策のビジョン・ミッションの共有）
- 9月 3日 盛岡北高等学校にて総合計画に関する説明・講演
- 9月27日 第9回後期基本計画策定本部会議（市域全体計画概要の議論）
- 10月 4日 第10回後期基本計画策定本部会議（市域全体計画概要の決定）
- 10月18日 第11回後期基本計画策定本部会議（基本施策・施策の検討）
- 10月24日 第2回滝沢市総合計画審議会（市域全体計画概要の説明）
- 11月12日 第12回後期基本計画策定本部会議（基本施策・施策の策定に関する説明）
- 11月16日 第13回後期基本計画策定本部会議
（土地利用の基本的方向及び財政の見通しに関する検討）
- 12月 5日 第3回滝沢市総合計画審議会（各政策の説明）
- 1月11日 パブリックコメント実施（2月8日〆切）
- 1月21日 第14回後期基本計画策定本部会議（各基本施策・施策の共有）
- 1月23日 第15回後期基本計画策定本部会議（各基本施策・施策の共有）
- 1月28日 第16回後期基本計画策定本部会議（各基本施策・施策の修正版の共有と決定）
同日 滝沢市議会全員協議会にて後期基本計画説明
- 2月 1日 第4回滝沢市総合計画審議会 後期基本計画（案）諮問
- 2月20日 滝沢市議会会派説明にて後期基本計画説明
- 2月22日 第17回後期基本計画策定本部会議（後期基本計画冊子に関する検討）
- 2月27日 第5回滝沢市総合計画審議会 後期基本計画（案）答申
- 3月 1日 広報たぎざわ（3月1日号）にて
後期基本計画概要記事掲載



2 滝沢市自治基本条例 ○滝沢市自治基本条例

平成26年1月15日 条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 理念及び原則（第4条—第6条）

第3章 協働による地域づくり（第7条・第8条）

第4章 地域づくりの推進（第9条—第12条）

第5章 地域コミュニティの運営（第13条—第15条）

第6章 行政運営の原則（第16条—第21条）

第7章 議会運営の原則（第22条—第24条）

第8章 危機管理体制及び地域づくりにおける連携（第25条・第26条）

第9章 権利及び責務（第27条—第30条）

第10章 公正及び信頼の確保（第31条—第33条）

第11章 条例の実効性の確保等（第34条—第36条）

附則

滝沢市は秀峰岩手山の裾野に位置し、東には北上川、南には雫石川が流れる自然豊かな地域です。また、県都盛岡市に隣接し、複数の大学が存在しており、国や県の試験研究機関が集まっている一帯では、研究学園地域としての姿が見られます。

また、豊かな自然と先人たちが培ってきた産業、そして「日本一人口の多い村」としての村政124年の歴史と、チャグチャグ馬コに代表される様々な文化があります。

私たちには、このことに誇りを持ち、それらを財産とし、未来を担う子どもたちが「このまちが大好き」「ここに住んでよかった」と思える故郷を築き、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

そのため、思いやりのある社会、そしてみんなが幸せに暮らせる地域を創造し、「住民自治日本一」をめざして市民主体の地域づくりを進めるとともに、夢のある地方自治を、市民・行政・議会の協働により推進していかなければなりません。

これらを実現するため、私たちは日本国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、自治の理念と普遍の原則を定めた、滝沢市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域を実現するため、滝沢市の自治に関する基本原則を明らかにするとともに、地域づくりの推進に関する原則、制度等を定め、住民自治の深化を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 本市に住所を有する者

イ 本市に居住し、通勤し、又は通学する者

ウ 本市で公益性を有する活動を行う者

(2) 市 市長その他の執行機関をいいます。

(3) 市政 行政及び議会の運営をいいます。

(4) 協働

市民、市及び議会がそれぞれの役割及び責任を持ち、対等な立場で協力して行動することをいいます。

(5) 地域づくり

地域が抱えている課題を解決し、暮らしやすい地域を実現するための取組をいいます。

(6) 参加 市民が、市政又は地域づくりに関わり、意見を表明し、及び行動することをいいます。

(7) 地域コミュニティ

自治会及び公益性を有する活動を行うもの並びにこれらを含む総体をいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、滝沢市の自治に関する最高規範であり、個別の条例及び規則の制定等又は総合計画等各種計画の策定に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

2 市及び議会は、この条例に定める事項を実現するため、条例等の制定その他必要な措置を講ずるものとします。

3 市民、市及び議会は、この条例に定める事項を相互に関連付けることにより、より効果的に活用し、住民自治の深化を図るものとします。

第2章 理念及び原則

(市民憲章)

第4条 市民一人一人の想いを象徴するものとして、次の憲章を定めます。

滝沢市民憲章

岩手山のふもと、鈴の音響くふるさと滝沢で、わたしたちは

一人一人が大きな夢をいだきます。

地域の絆と支えあいを築きます。
楽しみ、よろこび、生きがいを見つけます。
健康で心豊かな生活をめざします。
未来に輝く子どもたちを育てます。

(めざす地域の姿)

第5条 市民、市及び議会は、次に掲げる地域の実現に努めます。

- (1) 岩手山を背景とした景観を守り、恵まれた自然と調和した地域
- (2) みんなで考え、話し合い、共に行動し、絆で結ばれた地域
- (3) 保健・福祉・医療が充実し、誰もが安心して元気に暮らせる地域
- (4) 地域の防災・防犯対策が充実し、誰もが快適な生活を実感し、安全・安心に暮らせる地域
- (5) 学校・家庭・地域の連携により教育環境が充実し、誰もが生涯にわたって学べる地域
- (6) 地域資源を活かし、産業を育成し、誰もが働きやすい地域
- (7) 歴史・伝統を守り、文化を創造する地域
- (8) 年齢・性別に捉われず、誰もが参加しやすい地域

(基本原則)

第6条 市民、市及び議会は、次に掲げる自治に関する基本原則に基づき、地域づくりを進めます。

- (1) 自治の主体は市民であり、自治の主権は市民にあります。
- (2) 市民の積極的な参加による地域づくりを推進します。
- (3) 協働による地域づくりを推進します。
- (4) 市政及び地域の情報は、互いに共有します。

第3章 協働による地域づくり

(協働による地域づくり)

第7条 市民、市及び議会は、地域づくりの推進に当たっては、前条第3号に規定する基本原則に基づき、協働により推進するものとします。この場合において、必要に応じて協定等を締結し、役割等を定めるものとします。

(協働における役割)

第8条 市民は、地域づくりの担い手であることを自覚し、自らの活動による地域づくりの推進に努めるものとします。

- 2 市民は、積極的に市政に参加し、行政及び議会とともに地域づくりの推進に努めるものとします。
- 3 市は、市民の主体性、自主性及び自立性を尊重し、その活動を積極的に支援するとともに地域づくりを具体的に推進するため、総合計画等各種計画の策定、制度等の整備に努めるものとします。
- 4 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める議会の権限を最大限に行使し、市民を代表する意思決定機関として行政運営を監視し、評価し、市民の意見を行政の政策に反映させるよう努めるものとします。

第4章 地域づくりの推進

(総合計画)

第9条 市長は、第5条に掲げる、めざす地域の姿を踏まえ、総合的かつ計画的な地域づくりを推進するため、滝沢市の最上位計画として基本構想、基本計画及び実行計画を内容とする総合計画（以下「総合計画」といいます。）を策定し、その実現を図るものとします。

2 総合計画を策定する場合は、市民が参加できる方法を用いるものとし、その意見を当該計画に反映するものとします。

3 基本構想は、議会の議決を経なければなりません。

4 市が行う政策は、総合計画に基づくものとします。

5 市長は、総合計画を展開し、その進捗状況を公表するものとします。

6 市長は、社会経済情勢の大きな変化及び第17条第2項に規定する行政評価による見直しを踏まえ、必要に応じて総合計画の見直しを行うものとします。

(情報共有等)

第10条 市民、市及び議会は、地域づくりの推進に当たっては、第6条第4号に規定する基本原則に基づき、情報を共有して推進するものとします。この場合において、市及び議会は、市政に関する情報について、市民に対し積極的かつ丁寧な説明を行う責任を負うものとします。

2 市及び議会は、個人に関する情報を適正に管理し、保護しなければなりません。

3 市は、個人に関する情報の保護及び行政情報の公開に関する手続その他の必要な事項について、別に条例を定めるものとします。

(市政参加等)

第11条 市及び議会は、市政について、市民の多様な参加の機会を設けるとともに、意見及び提案を求め、これを反映するよう努めるものとします。

2 市は、市民が市政に参加するに当たり、男女共同参画社会の形成等に配慮し、誰もが参加しやすい環境を整備するよう努めるものとします。

3 市及び議会は、子ども（18歳未満の市民をいいます。）が意見を表明できる機会を、積極的に設けるよう努めるものとします。

4 市民は、市及び議会が設ける多様な参加の機会を活用し、積極的に自治の主体として発言し、及び行動するよう努めるものとします。

5 市民は、公益的な観点から、市及び議会に対し市政に関する提案を行うことができるものとします。

6 市及び議会は、前項の提案があった場合は、公開を原則とした審査を実施し、有益であると認められる提案については、その実現に向けて適切な措置を講ずるものとします。

7 市は、市民の市政参加に関する手続その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします。

(住民投票)

第12条 市長は、市政に関わる重要な事項について、市民の意思を確認するため、住民投票を

実施できるものとします。

2 市民、市長及び議会は、住民投票の結果を尊重するものとします。

3 市は、住民投票の市長への実施請求及び実施に係る手続その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします。

第5章 地域コミュニティの運営

(地域コミュニティ活動)

第13条 地域コミュニティは、それぞれの特性を活かすとともに、連携し、協力して地域の共通課題の解決を図り、地域づくりを推進するものとします。

2 地域コミュニティは、地域の将来像を自ら考え、その課題の解決に向けて取り組むよう努めるものとします。

3 地域コミュニティは、その活動に各世代の市民が参加できる機会を設けるとともに、体験を通して地域の将来を担う人材を育成するよう努めるものとします。

(運営の原則)

第14条 本市に居住する者は、地域コミュニティを構成する各種団体（以下「各団体」といいます。）に積極的に加入し、その活動に参加するものとします。

2 本市に通勤し、又は通学する者は、各団体の活動に積極的に参加し、地域づくりに関わるものとします。

3 地域コミュニティは、効率的な活動を行うため、各団体の相互で活動内容その他の情報を共有するよう努めるものとします。

4 地域コミュニティは、その活動の活性化を図るため、各団体の相互で評価を実施し、その結果を共有してその後の活動に反映させるよう努めるものとします。

(条例の制定)

第15条 市は、地域コミュニティの活力が最大限に発揮されるよう、その役割その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします。

第6章 行政運営の原則

(財政運営の原則)

第16条 市は、健全な財政運営に努めるものとします。

2 市は、財政状況に関する情報、予算の編成及び執行に関する情報並びに将来の財政の見通しを公表するものとします。

(行政評価)

第17条 市は、行政運営を効果的かつ効率的に行うため、政策、施策その他行政の運営に関する事項について行政評価を実施するものとします。

2 市は、前項の行政評価の結果に基づき見直しを行うとともに、これを総合計画の進行管理等及び予算の編成等に反映させるものとします。

3 市は、第1項の行政評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めるとともに、行政評価の結果を公表するものとします。

(自治立法権の行使による政策実現)

第18条 市は、行政運営上の課題解決を図るため、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用のもと、関係法令との整合性を図り、自治立法権の積極的な行使により、政策の実現に努めるものとします。

(行政組織)

第19条 市は、行政組織を整備し、行政運営上の課題等に迅速に対応するものとします。

(審議会等)

第20条 市は、法令等の規定により設置する附属機関及び必要に応じて設置する審議会等の委員を選任する場合は、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めるものとします。

2 市は、会議及び会議録を公開しなければなりません。ただし、市長が公開することが適当でないと認める場合は、その限りではありません。

(行政運営等に関する条例)

第21条 市は、行政の機能、役割その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします。

第7章 議会運営の原則

(議会運営の原則)

第22条 議会は、市民に開かれた議会運営を行うよう努めるものとします。

2 議会は、政策立案機能の充実を図るとともに、自治立法活動、調査活動等を行うものとします。

(議会評価)

第23条 議会は、議会運営を効果的かつ効率的に行うため、政策立案、自治立法活動、調査活動その他議会の運営に関する事項について議会評価を実施するものとします。

2 議会は、前項の議会評価の結果に基づき見直しを行うとともに、これを議会運営に反映させるものとします。

3 議会は、第1項の議会評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めるとともに、議会評価の結果を公表するものとします。

(議会の運営等に関する条例)

第24条 議会は、議会の機能、役割その他必要な事項について別に条例を定めるものとします。

第8章 危機管理体制及び地域づくりにおける連携

(危機管理体制の確立)

第25条 市は、個人の生命、身体及び財産を保護するとともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動を行うため、危機管理体制の確立を図らなければなりません。

- 2 市は、前項の目的を達成するため、広域的な視点から近隣自治体との連携強化に努めるものとしします。
- 3 地域コミュニティは、災害等の発生時において、自主的かつ主体的に避難、防災等の初動活動を行うとともに、互いに協力して対処することができるよう日頃から地域での信頼及び交流関係を築くよう努めるものとしします。
- 4 市は、前項における地域コミュニティの活動に対し、必要な情報を提供するなど積極的に支援するものとしします。

(地域づくりにおける連携等)

第26条 市民、市及び議会は、大学、研究機関、企業等と連携し、その見識等をより効果的な地域づくりに活用するよう努めるものとしします。

- 2 市民、市及び議会は、国及び他の自治体と連携し、協力し、地域づくりの共通課題の解決に努めるものとしします。
- 3 市民、市及び議会は、市外の人々と連携し、その見識等をより効果的な地域づくりに活用するよう努めるものとしします。
- 4 市民、市及び議会は、国際交流の推進に努めるとともに、多文化共生社会の視点に立った地域づくりを推進するものとしします。

第9章 権利及び責務**(市民の権利及び責務)**

第27条 市民は、市政に参加する権利を有するとともに、自治の主体としてその発言及び行動に責任を持ち、積極的に市政に参加するよう努めるものとしします。

- 2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有するとともに、自らも積極的に市政に関する情報を入手するよう努めるものとしします。
- 3 市民は、法令等の定めるところにより、行政サービスの提供を受ける権利を有するとともに、納税等の義務を負うものとしします。
- 4 市民は、法令の定めるところにより選挙権を有するとともに、自治の主体として最大限その権利を行使するよう努めるものとしします。

(市長の責務)

第28条 市長は、市民とともに地域づくりを推進するという認識のもと、行政運営に関する基本方針を毎年度策定し、公表し、その方針に基づいて職務を遂行しなければなりません。

- 2 市長は、職員の能力向上に努めるとともに、適切に指揮監督し、行政運営を行わなければなりません。
- 3 市長は、選挙公約を総合計画に反映させるよう努めるものとしします。

(市議会議員の責務)

第29条 議員は、市民とともに地域づくりを推進するという認識のもと、常に市民全体の利益を優先し、職務を遂行しなければなりません。

2 議員は、自らの考えを明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、政策立案及び議会運営に反映させるよう努めるものとします。

(市職員の責務)

第30条 職員は、法令等を遵守し、全体の奉仕者として、誠実、公正かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。

2 職員は、行政運営上の課題等に的確に対応するため、積極的に知識、技能等の習得に努めるものとします。

3 職員は、市民とともに地域づくりを推進するという認識のもと、市民との対話を図るとともに、地域コミュニティの一員として、自らも積極的に地域づくりの活動に参加するよう努めるものとします。

第10章 公正及び信頼の確保

(行政手続)

第31条 市は、処分、行政指導及び届出に関する手続を定め、市民の権利利益を保護するとともに、透明で公正かつ公平な行政手続を確保しなければなりません。

(倫理)

第32条 市長及び議会は、政治倫理を確立し、公務に対する市民の信頼の確保を図らなければなりません。

2 市長は、公務員倫理を確立し、公務に対する市民の信頼の確保を図らなければなりません。

(公益通報等)

第33条 市長は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の規定及び同様の取扱いに対する公益通報（以下「公益通報」といいます。）を受ける体制を整備しなければなりません。

2 市は、市民からの意見、要望等（以下「意見等」といいます。）を受けた場合は、誠実に応じ、迅速かつ適切な措置を講ずるものとします。

3 市及び議会は、公益通報又は意見等を行った者に対し、それを理由とする不利益な取扱いを一切してはなりません。

4 市は、公益通報及び意見等の処理に係る手続その他必要な事項について、別に条例等を定めるものとします。

第11章 条例の実効性の確保等

(条例の運用状況の調査等)

第34条 市民、市長、議員及び職員は、この条例を遵守し、地域づくりを推進するものとします。

2 市長は、この条例の運用状況の調査及び検討を毎年行い、その結果を公表するものとします。

3 市長は、前項の規定による調査及び検討の結果を踏まえ、適切な措置を講ずるものとします。

(条例の検証等)

第35条 市長は、別に条例で定めるところにより、滝沢市自治基本条例検証委員会(以下「委員会」といいます。)を設置するものとします。

2 委員会は、この条例の運用状況及びこの条例に基づく地域づくりに関して、市長に提言できるものとします。

3 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用状況を検証し、地域づくりを推進するために解決すべき課題、必要な措置等を検討し、その結果を市長に答申するものとします。

4 市長は、委員会の答申又は提言を尊重し、その内容を公表するものとします。

(条例の見直し)

第36条 市長は、前2条の規定によりこの条例の見直しを行う場合は、多様な方法を用いて、市民の意見及び提案を求めるよう努めるものとします。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

3 滝沢市地域コミュニティ基本条例

○滝沢市地域コミュニティ基本条例

平成28年3月22日
条例第2号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 地域づくりの原則（第3条―第5条）
- 第3章 地域コミュニティの活動（第6条・第7条）
- 第4章 地域づくりの推進（第8条―第10条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、滝沢市自治基本条例（平成26年滝沢市条例第1号。以下「自治基本条例」という。）第15条の規定に基づき、市民主体の地域づくりに関する基本的事項を定め、市民一人一人が地域活動を行い、地域内の様々な団体と連携し、地域づくりを推進することを目的とする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、自治基本条例において使用する用語の例による。

第2章 地域づくりの原則

（基本原則）

第3条 市民は、住みよい環境づくり及び安全・安心な地域を維持するため、地域づくりを実践する者としての自覚を持ち、行動するものとする。

2 地域づくりは、市民の主体的な取組が尊重されるものとする。

3 地域づくりは、協働により推進するとともに、市民及び地域コミュニティの連携により行うものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、地域づくりの推進及び災害時に備えた活動のため、日頃から交流を大切にし、人と人とのつながりを広めるよう努めるものとする。

2 市民は、地域づくりの主体として行動し、自主的に地域づくりに努めるものとする。

3 市民は、自治会、企業、NPO 法人等の公益性を有する活動を行う団体（以下「地域コミュニティ団体等」と総称する。）の活動に参加し、地域づくりを推進するよう努めるものとする。

4 市民は、市が行う地域づくりを推進するための施策について、その内容に関心を持ち行動するよう努めるものとする。

（市政への参加の推進）

第5条 市民は、市及び議会が行う懇談会に積極的に参加するとともに、各種計画策定その他市政に関する施策に協力するものとする。

- 2 市民は、地域づくりの主体として発言及び行動に責任を持ち、市政に関する提案ができるものとする。
- 3 市民は、地域づくりを推進するに当たり、市へその支援を要請することができるものとする。

第3章 地域コミュニティの活動

(情報の共有等)

第6条 地域コミュニティ団体等は、地域づくりに関する情報を共有するとともに、地域の活動及び地域づくりに関する情報を市へ求めることができるものとする。

- 2 地域コミュニティ団体等は、地域づくりに関する学習会及び地域づくりの担い手の育成の機会を設け、市民に参加を促すものとする。

(地域コミュニティ団体等の役割)

第7条 地域コミュニティ団体等は、市民へ積極的な参加を呼び掛けながら、それぞれが協力し合い、地域づくりを推進するものとする。

- 2 地域コミュニティ団体等は、それぞれを尊重し、地域づくりを推進するとともに、各世代の市民が参加できる活動を行うものとする。

第4章 地域づくりの推進

(地域別計画)

第8条 地域コミュニティ団体等は、連携し、市民主体の地域づくりの推進を目指して、地域ごとに課題解決及び幸せづくりを目的とした計画（以下「地域別計画」という。）を策定するものとする。

- 2 地域別計画は、目指す地域の姿及び地域の情報等から構成され、その期間は8年とする。

(地域づくり懇談会)

第9条 地域活動の特性を踏まえ、地域コミュニティ団体等で構成する地域づくりを推進するための組織（以下「地域づくり懇談会」という。）は、地域コミュニティ団体等による相互理解及び連携により組織し、地域づくりの推進を目的に運営するものとする。

(地域づくり懇談会の役割)

第10条 地域づくり懇談会は、地域別計画を推進するため定期的に情報交換を行い、地域づくりを進めるものとする。

- 2 地域づくり懇談会は、総合計画をはじめとする市の施策に関する情報を共有するものとする。
- 3 地域づくり懇談会は、地域づくりに関する市民からの提案等を地域別計画に活かすとともに、地域別計画が、市民に広く理解されるよう努めるものとする。
- 4 地域づくり懇談会は、地域別計画の推進状況を検証し、及び評価し、地域づくりに反映させるものとする。
- 5 地域づくり懇談会は、地域づくりの推進状況を検証し、その内容を市へ提案するとともに、

地域づくりに関する支援要請を市へ行うことができるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

4 滝沢市議会基本条例 ○滝沢市議会基本条例

平成25年12月13日

条例第41号

改正 平成25年12月13日条例第

49号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会と議員の活動原則（第3条―第5条）

第3章 市民と議会の関係（第6条―第11条）

第4章 市長等と議会の関係（第12条―第16条）

第5章 会議の運営（第17条―第19条）

第6章 会派及び議員連盟（第20条・第21条）

第7章 議会支援機能の充実（第22条―第25条）

第8章 政務活動費（第26条）

第9章 議会及び事務局の体制整備（第27条―第30条）

第10章 議員の政治倫理並びに定数及び報酬（第31条―第33条）

第11章 危機管理（第34条）

第12章 議会の評価と議会改革の推進（第35条・第36条）

第13章 最高規範性及び見直し手続（第37条・第38条）

第14章 補則（第39条）

附則

わが国は、地方分権の進展とともに地方が独自に物事を決める時代へと移ってきています。

これからは、市民の意思を市政に反映するため「全体的な視点」で「調整と統合」を重視する地方政治を築いていかなければなりません。

地方議会は、二元代表制の下、地方公共団体の事務執行の監視機能及び立法機能を十分に発揮しながら、日本国憲法に定める議事機関として地方自治の本旨の実現をめざさなければなりません。

滝沢市議会は、滝沢市民によって選ばれた議員で構成し、市民の意思を代弁する合議制機関であります。

議会は、与えられた権限を自覚し議決責任や説明責任を再認識しつつ、議員間討議を繰り返して問題の本質を掘り起こし、統合度の高い意思決定を行わなければなりません。

議会は、市民の福祉向上のため市民との協調の下、まちづくりを推進していく必要があるため、開かれた議会、市民とともに歩む議会、行動する議会をめざし地域経営の仕組みのひとつとしてここに滝沢市議会基本条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、市民と議会及び市長と議会との関係並びに議会活動の基本原則を定めることにより、議事機関である議会が市民の負託に応え、市の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有するもの及び市内で活動を行うものをいう。

第2章 議会と議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民に信頼される議会をめざし、公正で透明な議会運営に努めること。
- (2) 市民の多様な意見を反映させるための議会運営に努めること。
- (3) 市民への積極的な情報公開に努め、議会の議決責任を果たすこと。
- (4) 市民の立場に立ち、市政の監視及び評価の強化に努めること。
- (5) 市民の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言に努めること。
- (6) 市民の参加意欲が高まるように、分かりやすい議会運営に努めること。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 議会が議論の場であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表としてふさわしい活動をする事。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上をめざして活動すること。

(通年議会)

第5条 議会は、前2条に掲げる活動原則を達成するため、会期を通年とする。

2 通年議会に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 市民と議会の関係

(情報公開と市民参加)

第6条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議を始め全ての会議を原則として公開するものとする。
- 3 議会は、本会議、委員会等終了後、速やかに議事録を作成し、公開するものとする。
- 4 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、市民、学識経験者等の専門的、政策的意見等を討議に反映させるものとする。
- 5 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、その審議においては、必要に応じ、提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

(広聴広報活動の充実及び市民との連携)

第7条 議会は、多くの市民が議会及び市政に関心が持て、理解が得られるよう、議会広報誌の発行及び多様な広報媒体を活用した広聴広報活動に努めるものとする。

- 2 議会は、市民、市民団体等との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策形成能力を強化するとともに、政策提言の拡大に努めるものとする。

(市民議会)

第8条 議会は、多くの市民が参加できる場として、市民議会の開催に努めるものとする。

- 2 市民議会に関し必要な事項は、別に定める。

(議会報告会)

第9条 議会は、市民の参加を高め、連携を深める場として、議会報告会を年1回以上開催し、広く市民に議会の活動状況を報告するとともに意見を聴取して議会活動に反映させるものとする。

- 2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

(市民懇談会)

第10条 議会は、市民団体と議員とが自由に情報及び意見を交換する場として、市民懇談会を開催するものとする。

- 2 市民懇談会に関し必要な事項は、別に定める。

(政策討論会)

第11条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対し、共通認識及び合意形成を図り、政策立案及び政策提言を推進するため市民を対象とした政策討論会を開催することができる。

- 2 政策討論会に関し必要なことは、別に定める。

第4章 市長等と議会の関係

(市長等との関係の基本原則)

第12条 市民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会と市長は、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点及び争点を明確にし、競い合い、及び協力し合うことを常に意識して、市政を運営する。

- 2 議会における議員と市長及び執行機関の長（以下「市長等」という。）との質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式を原則とする。
- 3 議長から本会議、委員会等への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して論点、争点

の明確化等を図るため反問することができる。

- 4 議員は、法律の規定によるもののほか、市長等が任命する附属機関の委員には就任しないものとする。

(議会審議における論点情報の形成)

第13条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を集約し、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の必要性
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加及び協働の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算及び費用対効果

- 2 議会は、前項の政策の提案を審議するに当たって、各常任委員会等がそれらの政策の水準を高める観点から、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後においても政策評価に資する審議を行うものとする。

(政策評価)

第14条 議会は、必要に応じ、議会独自で政策評価を実施するものとする。

- 2 政策評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(予算、決算における政策説明)

第15条 議会は、予算及び決算の審議に当たって、第13条の規定に準じて、施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。

(議決事件の追加)

第16条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件の追加を積極的に検討するものとする。

- 2 前項の議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第5章 会議の運営

(自由討議による合意形成)

第17条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、本会議及び委員会において、議員提出案件、市長提出案件及び請願、陳情等の市民提出案件に関し審議をし、結論を出す場合、議員相互の自由討議を中心に議論を尽くし、少数意見も尊重しながら合意形成に努め、市民に対する説明責任を十分に果たすものとする。

- 2 前項の場合において、市長等に対する本会議等への出席要請は必要最小限にとどめるものとする。

- 3 議員は、第1項の議員相互の自由討議を進め、政策提言、条例制定、意見等の議案提出に積

極的に努めるものとする。

(委員会の活動)

第18条 議会は、委員会の開催に当たって、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うものとする。

- 2 委員長は、自由討議による合意形成に努め、報告に当たっては、論点、争点等を明確にし、責任を持って質疑に対する答弁を行うものとする。
- 3 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するため、市民との懇談を積極的に行うよう努めるものとする。

(政策検討会)

第19条 議会は、政策討論会を開催した場合は、政策立案及び政策提言を推進するため政策検討会を開催するものとする。

- 2 政策検討会に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 会派及び議員連盟

(会派)

第20条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。
- 3 会派に関し必要な事項は、別に定める。

(議員連盟)

第21条 議員は、特定の政策や課題について調査研究を行うことに賛同する議員が共同して調査研究を行う団体（以下「議員連盟」という。）を結成することができる。

- 2 議員連盟の調査研究は、議員個人でこれを行う場合に比べ、広範にわたり、かつ、効率的に行われるとともに、特定の政策や課題に関する議員間の共通の認識が深められるように努めるものとする。
- 3 議員連盟は、可能な限り広く会派を超えた議員の参加により、活動するように努めるものとする。
- 4 議員連盟に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 議会支援機能の充実

(議会モニターの設置)

第22条 議会は、円滑かつ民主的な議会運営を推進するため、議会モニターを設置する。

- 2 議会モニターは、議会に対し議会運営に関する意見や改善提言等を行うものとする。
- 3 議会は、議会モニターから聴取した意見や改善提言等を議会運営に反映させるように努めるものとする。
- 4 議会モニターの氏名は公開を原則とし、その活動は原則として無償とする。

5 議会モニターに関し必要な事項は、別に定める。

(議会サポーターの設置)

第23条 議会は、議会への市民参加を促進するため、必要に応じて議会サポーターを設置する。

2 議会サポーターは、議会運営に関する事務及び広聴広報活動に関する業務の支援等を行うものとする。

3 議会は、自主的な協力者として活動する議会サポーターに必要な情報提供及び学習の機会を提供するように努めるものとする。

4 議会サポーターの氏名は公開を原則とし、その協力活動は原則として無償とする。

5 議会サポーターに関し必要なことは、別に定める。

(議会アドバイザーの設置)

第24条 議会は、議会の資質向上を図るため、必要に応じて議会アドバイザーを設置する。

2 議会アドバイザーは、議会全般にわたって、専門的な知識及び経験等を踏まえて助言、提言、指導等を行うものとする。

3 議会は、議会アドバイザーに必要な情報及び資料を提供するように努めるものとする。

4 議会アドバイザーの氏名は公開を原則とし、その協力活動に対し必要と認めたときは、謝礼等を支給するものとする。

5 議会アドバイザーに関し必要なことは、別に定める。

(附属機関の設置)

第25条 議会は、議会活動及び市政の課題に関する審査、調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置するものとする。

2 附属機関に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 政務活動費

(政務活動費)

第26条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、滝沢市議会の政務活動費の交付に関する条例（平成15年滝沢村条例第15号）の定めるところにより、これを適正に使用しなければならない。

2 会派及び議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たすため、収支報告書、領収書等を議長に報告するとともに、当該年度に1回以上、政務活動費による活動内容を公表しなければならない。

第9章 議会及び事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第27条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

(議会図書室の充実)

第28条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第29条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化に努めるものとする。

(議会費の確保)

第30条 議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を行うため、議会費の確保に努めるものとする。

2 議会は、議長交際費を含め、議会費の用途等を議会だより、議会ホームページ等により市民に公表しなければならない。

第10章 議員の政治倫理並びに定数及び報酬

(議員の政治倫理)

第31条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心及び責任感を持ち、議員の品位を保持し、並びに識見を養うよう努めなければならない。

(議員定数)

第32条 議員の定数は、滝沢市議会の議員の定数を定める条例（平成13年滝沢村条例第17号）で定める。

2 議員の定数の見直しに当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、合議制の機関として機能を果たす役割についても考慮するものとする。

3 第1項の条例の改正に当たっては、議員活動の評価等に関する市民の客観的な意見を聴取するために参考人制度、公聴会制度等を活用するものとする。

4 前項の改正は、地方自治法第74条第1項の規定による住民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由を付して議員が提案するものとする。

(議員報酬)

第33条 議員の報酬は、滝沢市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年滝沢村条例第16号）で定める。

2 前項の条例の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の客観的な意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を活用するものとする。

3 前項の改正は、地方自治法第74条第1項の規定による住民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする。

第11章 危機管理

(危機管理)

第34条 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産又は生活の平穩を守るとともに、緊急時において総合的かつ機能的に活動できるよう市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めなければならない。

- 2 議員は、災害等の不測の事態が発生することが予想される際には、地域情報を把握するとともに滝沢市災害対策本部等と情報を共有し、災害の未然防止に努めなければならない。
- 3 議会及び議員は、災害等の不測の事態が発生したときは、市長等と連携し、市民とともに、一日も早い復旧に尽力するとともに、市民生活の安定維持に努めなければならない。

第12章 議会の評価と議会改革の推進

(議会の評価)

第35条 議会は、議会運営を効果的かつ効率的に行うため、さらには継続した議会改革を行うため、政策立案、自治立法活動、調査活動等の全ての事項について議会評価を実施するものとする。

- 2 議会は、前項の議会評価を1年毎に行い、評価の結果を市民に公開するものとする。
- 3 議会は、第1項の議会評価の結果に基づき、政策立案等の見直しを行うとともに、これを議会運営に反映させるものとする。
- 4 議会は、第1項の議会評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めるものとする。
- 5 議会評価に関し必要な事項は、別に定める。

(議会改革)

第36条 議会は、議会改革の取組を検証し、かつ、継続的に取り組むため、滝沢市議会改革推進会議（以下「議会改革推進会議」という。）を設置するものとする。

- 2 議会改革推進会議は、前項の議会改革の取組の検証を行うほか、第38条の規定によるこの条例の見直しを行うものとする。
- 3 議会改革推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第37条 この条例は、議会における最高規範であり、議会は、この条例の趣旨に反する条例、規則等を制定してはならない。

- 2 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、議員にこの条例の理念を浸透させるための研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第38条 議会は、この条例が社会情勢及び市民の意見の変化に即しているかについて、1年毎に検証するものとする。

- 2 議会は、前項の規定による検証を議会改革推進会議で行うものとし、検証の結果を市民に公表するものとする。
- 3 議会は、第1項の規定による検証を行う場合は、市民が参加できるよう努めるものとし、検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含め適切な措置を講ずるものとする。
- 4 議会は、前3項の規定にかかわらず、常に社会情勢及び市民の意見の変化を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定を検討し、所要の措置を講ずるものとする。
- 5 議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

第14章 補則

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月13日条例第49号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

5 滝沢市行政基本条例 ○滝沢市行政基本条例

平成27年3月20日
条例第2号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 行政運営の原則（第3条―第6条）
- 第3章 市の経営に関する理念（第7条―第10条）
- 第4章 総合計画（第11条―第13条）
- 第5章 市民参加の推進（第14条―第16条）
- 第6章 職員のコンプライアンスの原則（第17条―第20条）
- 第7章 条例の検証（第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、滝沢市の行政運営の基本原則及び経営理念並びに職員の倫理原則等を明らかにすることにより、市民の信頼と負託にこたえ、滝沢市自治基本条例（平成26年滝沢市条例第1号。以下「自治基本条例」という。）に基づく、市民主体による自治を基本とする行政運営を確立することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職に属する者及び同条第2項に規定する一般職に属する者をいう。
- (2) 経営 政策等を推進するための方針を定め、社会経済情勢及び市の財政状況を踏まえ、計画的に事務事業を執行及び管理する行政活動をいう。
- (3) コンプライアンス 法令等、社会規範、職員倫理及び職務上のモラルを遵守することをいう。
- (4) 市民参加 政策等の立案、実施及び評価の過程において、市民が行政運営に関わることをいう。
- (5) 任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

第2章 行政運営の原則

（行政運営の基本原則）

第3条 市は、市民の信託に基づき行政運営をしているという認識の下、市民主体の地域づくりを具体的に進めるための政策等を定め、これを推進しなければならない。

- 2 市は、安定した財源の確保に努め、持続可能な財政構造を構築し、計画的で健全な財政運営を行わなければならない。
- 3 市は、効果的かつ効率的な事務事業の実施により自立した経営を行うとともに、不断の見直

し及び改善に努めなければならない。

- 4 市は、行政運営の透明性の向上を図るため、行政に関する情報を多様な方法で積極的に提供しなければならない。
- 5 市は、適正な行政運営の推進のため、コンプライアンスの徹底に取り組まなければならない。

(行政組織の整備等)

第4条 市は、前条各項に規定する基本原則に基づき行政運営を推進するため、実効性のある行政組織を整備するとともに、必要に応じ、行政組織の見直しを行うものとする。

- 2 市は、社会情勢の変化及び多様化する市民の価値観に的確に対応し、地域づくりの推進を担う能力を有する職員の育成に努めなければならない。

(市民との連携協力)

第5条 市は、地域の実情に即した市民の自発的な活動を尊重するとともに、市民との役割分担を明確にし、連携協力により地域づくりを推進するものとする。

(議会との関係)

第6条 市長は、議事機関である議会と、それぞれの役割及び特性を活かし、対等な立場で協力し合うものとする。

第3章 市の経営に関する理念

(経営理念)

第7条 市は、第3条に規定する行政運営の基本原則に基づき市の経営を行うため、基本的な価値観となる経営理念を定めるものとする。

(経営の姿勢)

第8条 市は、経営理念に沿った取組の姿勢（以下「経営の姿勢」という。）を定め、これに基づき経営を行うものとする。

(行動指針)

第9条 市は、経営理念を実現するための職員の行動及び判断の基準（以下「行動指針」という。）を定め、職員は、これに基づき行動するものとする。

(経営理念等の公表)

第10条 市は、前3条に規定する経営理念、経営の姿勢及び行動指針を定めたときは、これを公表しなければならない。また、変更したときも同様とする。

第4章 総合計画

(総合計画の策定)

第11条 市は、地域づくりを推進するため、自治基本条例第9条第1項に規定する総合計画を策定するものとする。

(総合計画の構成及び期間)

第12条 総合計画は、基本構想、基本計画及び実行計画により構成するものとする。

- 2 基本構想は、市民主体の地域づくりを推進し、滝沢市の将来像を実現するための基本的な指針を定めたもので、その期間を8年とする。
- 3 基本計画は、基本構想を実現するための取組を体系的に定めたもので、その期間は、基本構想で定めるものとする。
- 4 実行計画は、基本計画に基づき実施する事務事業の内容、年度別事業費等を定めたもので、毎年策定するものとする。

(総合計画との整合)

第13条 総合計画は、市の政策を定める最上位計画であり、市が行う政策等は、緊急を要するもののほかは、これに基づくものとする。

- 2 市長は、総合計画に定める政策の実現のため、事務事業の展開の基礎となる全体方針（以下「市長方針」という。）を毎年策定し、これに基づき計画的かつ安定的な行政運営をしなければならない。
- 3 市は、政策別の基本となる計画等を策定する場合、総合計画との関係を明らかにした上で、一体的に進行管理を行うものとする。

第5章 市民参加の推進

(情報の共有)

第14条 市は、市民参加を推進するため、行政に関する情報を積極的に公表又は提供をし、市民と共有するものとする。

(市民意見の把握)

第15条 市は、行政運営に関する市民の意向を的確に把握するため、市民参加しやすい多様な機会を提供しなければならない。

- 2 市は、意見交換会の開催、パブリックコメント及びアンケート調査の実施その他適切な方法によって、市民の意見を求めるものとする。

(市民意見への対応)

第16条 市は、市民参加により提出された意見、提言等を尊重し、行政運営に反映させるなど適切な対応に努めなければならない。

第6章 職員のコンプライアンスの原則

(職員の倫理原則)

第17条 職員は、市民主体による地域づくりを推進するため、全体の奉仕者であることを自覚し、常に公平かつ公正に職務を執行しなければならない。

- 2 職員は、その職務及び地位を私的な利益のために用いてはならず、また、市民の疑惑及び不

信を招くような行為をしてはならない。

(職員の行動原則)

第18条 職員は、経営理念及び経営の姿勢を共通認識とし、市長方針を十分に理解した上で、誰もが幸福を実感できる地域づくりに向けた行動に取り組まなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、コンプライアンス意識を保持し、行動指針に基づき主体的に行動しなければならない。

(任命権者の責務)

第19条 任命権者は、職員が常に高いコンプライアンス意識を持って行動するため、研修その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理監督者の責務)

第20条 職員を管理し、又は監督する立場にある者（以下「管理監督者」という。）は、その職責の重要性を自覚し、第17条各項に規定する職員の倫理原則を自ら率先して遵守しなければならない。

2 管理監督者は、その管理又は監督の対象となる職員（以下「部下職員」という。）に対し、コンプライアンス意識の保持のために必要な指導及び助言を行わなければならない。

3 管理監督者は、部下職員の職務の執行状況を定期的に点検及び評価し、その改善を図るとともに、職員相互の協力体制を整え、一人一人の能力が発揮される良好な職場環境の形成及び維持に努めなければならない。

第7章 条例の検証

(条例の検証)

第21条 市長は、この条例の運用状況、市民の意見の変化等について、毎年検証を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による検証の結果、この条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等が必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

